

消費者基本計画工程表改定素案に対する意見を提出しました。

2018年3月23日

消費者庁消費者政策課 御中

消費者基本計画工程表改定素案への意見

東京消費者団体連絡センター

施策番号	ページ	意見
1 (1) ⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組	4 11	子どもの不慮の事故防止の取組は都道府県レベルでも取り組まれています。取組に記載されている「保護者等の意識・行動調査」の分析結果を都道府県と共有し、連携して具体的な対策を進めてください。また、そのKPIを設定してください。
1 (4) ④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	31 39	国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう意見交換会や説明会の開催、ポスターやパンフレット等の作製・配布、SNSなどを活用してリスクコミュニケーションを継続的に推進していることは評価できます。しかし、時間的制約やスキル不足からSNSやメールマガジンで情報を見ることができない人もまだ多いと思われます。マスコミ等を活用して広く一般の消費者の目に触れるようにする必要があります。
1 (4) ⑥食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	32 41	市場に出回っている生産物の放射性物質のほとんどが不検出という結果とはうらはらに、福島県産品の購入をためらう消費者がまだ多数いますので、食の安全を確かめ安心して購入できるように放射性物質検査機器の貸与制度を継続してください。
1 (4) ⑦農業生産工程管理（GAP）の普及促進	33 42	34年度にかけて、「ほぼ全ての国内の産地で国際水準GAPの取組拡大促進」を行うと取組に記載されていますが、国内制度との整合性を図るとともに、農業生産者が国際水準GAPを取得することの意義やメリット等について消費者へ情報提供してください。
2 (3) ①新たな食品表示制度の円滑な施行	58 62	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示一元化に続き、加工食品の原料原産地表示制度が施行され、遺伝子組換え表示制度の検討が行われています。食品表示は消費者が商品を選択に資するものでなくてはなりません。今後もそれぞれの制度について消費者へ継続した情報発信をしてください。 ・インターネットにおける健康食品等のトラブルが増加傾向にあります。消費者に誤解を与えない表示、わかりやすい表示を行うことを事業者への指導、監視を継続してください。
3 (1) ④ 消費者契約法の見直し	67 71	「法案の検討／国会提出」の取組を平成30年度に明記してください。また、今回の法案で積み残した課題について「引き続き検討を行い、必要な措置を講ずる」旨も取組に追記してください。

3 (2) ⑨安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	79 96	「クレジット取引セキュリティ対策協議会」が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」を着実に進めるよう国としても促進してください。また、消費者への周知についても計画に追加してください。
3 (3) ④インターネット上の消費者トラブルへの対応	107 109	<ul style="list-style-type: none"> ・メルカリやフリマなどの個人間の取引でのトラブルが多く生じています。不正な利用の監視体制を整備してください。 ・年齢に関係なくインターネット上のトラブルが増加している現状から、さまざまな新しい仕組みに早急に対応し、消費者被害が防止できるよう対応してください。また、消費者への注意喚起を取組に追加してください。
4 (2) ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	125 137	消費者教育の効果的な推進を図るために、消費者教育の定着度等の効果測定を行う必要があると考えます。全国的なアンケートの実施等を取組内容・KPI に追加し、効果測定につなげてください。
4 (3) ③ 公益通報者保護制度の推進	151 153	<ul style="list-style-type: none"> ・法の認知度は、平成 28 年度の KPI の現状では大企業労働者、中小企業労働者とも 40%代でした。認知度を上げる取り組みをさらに進めてください。 ・平成 30 年 1 月より開始された消費者委員会での審議を踏まえた法改正と改正の時期を工程表に明記してください。
4 (4) ②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	156 158	2016 年 4 月の電力小売りの全面自由化に際して、低圧需要家向けに適用されていた経過措置料金規制が 2020 年に撤廃が予定されています。しかし、市場の競争が進まない中での経過措置料金規制の撤廃は「規制なき独占」となる恐れがあり消費者にとって不利益となります。電力は生活の必需品であることから、経過措置料金規制の撤廃に関しては競争の進展状況を確認して検討を進めることを計画に明記してください。
4 (5) ①低炭素社会づくりに向けた国民運動の推進	161 166	パリ協定による地球温暖化の抑制目標の実現のため、また SDGs の実現のためにも、低炭素社会の実現は重要です。国民運動「COOL CHOICE」をさらに推進することに合わせ、各世代に向け地球温暖化対策やエネルギーに関する消費者教育にも取り組む必要があると考えます。
6 (2) ① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	204 209	210 ページの地方消費者行政強化作戦の達成状況では政策目標に向けて取り組みが進んでいることが読み取れます。しかし、平成 30 年度からの地方消費者行政強化交付金では、これまで推進交付金を活用して取り組んできた消費生活相談体制を維持することへの懸念が地方消費者団体にはあります。国による地方消費者行政支援策として、「国による恒久的な財政措置の検討」を取組に加えてください。

6 (2) ② 地域の見守りネットワークの構築 (消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)	205 211	改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地方公共団体によっては、福祉部局のネットワークと連携して見守りネットワークの構築を進めています。KPI の「設置団体数」は地域の実情に応じたカウントをしてください。さらに、設立した協議会、見守りネットワークがどのように機能しているかどうか重要と考えますので実態調査も KPI に追加してください。
--	------------	--

以上